

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成30年12月20日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92, 354

2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

677, 213

3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

## 別表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	258,369
姫路市	139,864
尼崎市	129,029
明石市	83,424
西宮市	132,377
洲本市	12,620
芦屋市	26,683
伊丹市	55,653
相生市	8,424
豊岡市	22,994
加古川市	73,699
たつの市	21,498
赤穂市	13,544
西脇市	11,444
宝塚市	64,604
三木市	21,939
高砂市	25,369
川西市	44,369
小野市	13,255
三田市	31,447
加西市	12,469
篠山市	11,748
養父市	6,812
丹波市	18,085
南あわじ市	13,448
朝来市	8,655
淡路市	12,660
宍粟市	10,814
加東市	10,829
猪名川町	8,591
多可町	5,981
稲美町	8,638
播磨町	9,447
神河町	3,296

市川町	3,539
福崎町	5,218
太子町	9,244
上郡町	4,358
佐用町	4,978
香美町	5,144
新温泉町	4,210